

平成28年度第3回亀山市総合教育会議 会議録

日 時 平成28年11月18日(金) 15時00分から16時40分まで

場 所 市役所本庁舎3階理事者控室

出席者

(市長)

櫻井 義之

(教育委員)

教育長

服部 裕

委員

井上 恭司

委員

大萱 宗靖

委員

太田 淳子

委員

宮村 由久

(事務局)

企画総務部長

山本 伸治

教育次長

大澤 哲也

企画政策室長

豊田 達也

文化振興局長

嶋村 明彦

教育総務室長

原田 和伸

議 事

- 1 市長あいさつ
- 2 (仮称) 亀山市教育大綱について
- 3 その他

開会

事務局

みなさん、こんにちは。
定刻となりましたので、本年度第3回になります亀山市総合教育会議を始めさせていただきます。
本日は大変お忙しい中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。
本日の議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1. 市長あいさつ

事務局

それでは、事項書に沿って議事を進行させていただきます。
まず、「事項1 市長のあいさつ」でございます。よろしくお願いいたします。

市長

教育長ならびに教育委員の皆さまにおかれては、大変お忙しい中、本年度第3回目となる総合教育会議にご参集いただき、ありがとうございます。
今日は、かめやまっ子給食で、亀山西小学校の1年生の皆さんと給食を一緒にいただく機会がありまして、やさしい気持ちになりました。
本日は、前回の協議に引き続きまして、総合教育会議の主な協議事項でもあります、亀山市教育大綱に関する協議を進めてまいりたいと考えております。
日頃からの皆さまそれぞれのお立場からの見地や思いにつきまして、十分ご意見をいただいて、よりよい教育大綱としてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
一言ではございますが、挨拶とさせていただきます。

2. (仮称) 亀山市教育大綱について

事務局

それでは次に、「事項2 (仮称) 亀山市教育大綱について」でございます。事務局より、資料に沿って説明をさせていただきます。

(資料に沿って説明)

・資料1 (仮称) 亀山市教育大綱

今、説明をさせていただきました部分は、前回の総合教育会議で、それぞれ委員からご指摘をいただいたご意見を踏まえて、事務局で修正をさせていただいた部分でございます。

事項書にも記載をしておりますとおり、本日2度目の大綱の協議を行い、その後、パブリックコメント等の手続きに入っていきたい

と思います。

それでは、先ほどの修正の意見、または、前回ご指摘をいただけなかった部分でも結構ですので、教育大綱全体につきまして、それぞれ委員からご意見をお願いしたいと思います。発言のある方につきましては、挙手にてお知らせをお願いします。よろしくお願いいたします。

委員

先日、亀山市教育委員会全員で掛川市へ視察に行ってきたのですが、その時の大綱の資料をいただきました。掛川市の教育大綱には、用語解説というとても親切なページがありました。亀山っ子市民宣言については、前回の協議のときにも話がありましたので、用語解説等による解説の記載があるとよいと思います。どこか載せるところがあるならば、記載していただければと思います。

事務局

先般、教育委員会の視察で掛川へ行っていただいたところであります。私も資料を見せていただきましたが、A3の二つ折りの冊子の裏面に、市民の方に分かりづらい部分については用語解説をしているということです。この用語解説につきましては、前回もご意見がございましたが、少し分かりづらい部分については用語解説を付してはどうかということについて、何かご意見がありましたら、お願いをしたいと思います。

委員

この教育大綱が策定された場合には、どのように公表、周知していくのでしょうか。

事務局

基本的には、市長が策定することとなっておりますので、パブリックコメントを実施しまして、パブリックコメントの意見を踏まえ、最終的には策定ということになります。策定の後には、市議会、市のホームページ、学校等の関係機関に対して、最低限周知が必要であろうかと考えております。

委員

掛川市へ視察に行ったときにもらった大綱についてですが、A3見開きで大変分かりやすく、もし関係者にお配りするのであれば、用語解説等も含め、内容をコンパクトにした概要版ができれば、非常に分かりやすいのではないかと思います。

事務局

周知方法も含めてのご提言をいただきましたが、用語解説につきましては、分かりにくい部分は用語解説をしていくという方向でよろしいでしょうか。

また、周知方法についてですが、ただいま事務局からも説明がございましたが、予算的な部分もございますので、事務局でも周知方法について、どういう方法がより効果的にPRできるのかということも含めて検討をさせていただきますので、各委員には随時お知らせをさせていただきたいと思います。

委員

それでは、その他ご意見がありましたら、いただきたいと思います。

何点かお願いをしたいと思います。

まず表紙ですが、亀山市教育大綱の左肩に仮称と書いてありますが、教育大綱ははじめて策定をすることから仮称としているのかなと思います。しかし、これ以外の名称というのは想定されないのではないかと思いますので、いらぬのではないのでしょうか。一例を申し上げますと、第2次亀山市総合計画の左側に仮称とは書いてないと思います。先ほどの繰り返しになりますが、はじめて策定されるということから、名称についても今のところ仮称となっているのでしょうか。外しておいてもよいのではないのでしょうか。

同じく表紙において、平成29年2月策定予定とありますが、この2月という時期に特段の理由はあるのでしょうか。おそらく、総合計画は3月の策定になるのではないのでしょうか。我々が2月策定として推し進めるほどの特段の理由があるのでしょうか。総合計画に合わせて3月の策定予定にしておけばよいのではないのでしょうか。

次の目次についてですが、目次の2に大綱の概要とありますが、ここに示してあることは、概要ではなく、大綱のすべてであると思います。ですから、概要ではないと思います。例えば、「内容」というようにしておいてもよいのではないかと思います。

3番目の亀山市の目指す教育というところですが、浮き上がってしまっている印象を受けます。わざわざ記載する必要があるのかどうかということからいくと、2番と3番を一緒にして、「内容」という括りにして、(1)、(2)、基本理念が(3)、基本方針を(4)としておいても、困らないのではないのでしょうか。

また、4番に大綱の推進とありますが、すべてが大綱についての記載ですので、「推進について」としてもよいと思います。

次に、1ページの2つ目の段落は、少しぎくしゃくしているところがあるように思います。「教育委員会においては、…教育行政を進められてきました。」とありますが、しっくりきません。「教育委員会では、…教育行政を進めてきました。」であるとか、「…教育行政が進められてきました。」というようにした方がよいのではないかと思います。

「市との連携を図りながら」というのは、意識しているのは、市長部局との連携を図ることだと思いますので、「市長部局との連携を図りながら」と書いたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

また、「本市の教育行政」とありますが、「本市」はいらぬのではないかと思います。

下から2つ目の段落ですが、「本市においても、新教育委員会制度がスタートをした」とありますが、亀山市においては平成28年度からスタートをしていますが、平成27年度からスタートをしている自治体があるので、「亀山市においては」としたほうがよいと思います。

また同じ行ですが、「スタートを切り」とありますが、スタートを切るという言葉はないのではないかと思います。「スタートをした」という表現のほうが私はよいと思います。

2ページについてですが、基本方針との並びについての説明がありました。基本方針がここに示されているものと総合計画に示されているもので順番を入れ替えているという理由は何でしょうか。総合計画に記載してある順番をあえて変えている理由はあるのでしょうか。

国の第2期教育基本計画、三重県の教育ビジョンがありますが、小さく見えづらいと思います。参酌という言葉がありますが、参酌という言葉を見落としたら縦に上から下にすっと読んでしまいます。国の計画や施策については、当然尊重する必要はあるのですが、この図を見たときには、いかにも教育大綱が国や県に倣うような印象を受けます。もっと自信をもって書いてあってもよいのではないかと思います。したがって、国の計画や県のビジョンの位置、教育大綱の位置をご一考いただきたいと思います。

3ページのところですが、先ほど表紙のところでも教育大綱の策定の予定日についても話をしましたが、総合計画が3月に策定されるのであれば、教育大綱も3月の策定にしたらいのではないのでしょうか。その理由については教えていただきたいと思います。

4ページの2つ目の段落ですが、「そして今も、」と読点が打ってありますが、普通は接続詞の後に読点とするのではないかと思います。

最後の大綱の推進ということで、内容として言いたいことはよく分かるのですが、いかにも短い文章に閉じ込めてしまったがために、逆に分かりづらくなっている気がします。もう少し分かりやすく、噛み砕いた文章にしてもらったほうがよいのではないかと思います。特に下の段落です。上の段落ですと、「本大綱の推進にあたっては・・・」とあり、3行目に「・・・推進します。」となっています。日本語としておかしいのではないかと思います。2つ目の段落については、内容的にはこのとおりだと思いますが、もう少し分かりやすくしていただければと思います。

事務局

何点かご意見をいただきましたので、1つずつ確認したいと思います。

まず、表紙についてでございますが、仮称という言葉が必要ないのではないかとということでございます。総合計画も未策定ではありますが、仮称はついていないということでございます。事務局がつけさせていただきました意図としましては、今回初めて教育大綱を策定することから、例えば、教育大綱以外の呼び方が必要であれば他の名称になるという意味合いも含めて、つけさせていただいたところあります。「亀山市教育大綱」という名称以外の選択肢はほぼないのではないかとということで仮称は必要ないのではないとのご意見をいただきましたが、委員の皆さまのご意見を伺いたいと思います。

教育長

委員が示された大綱の名称が、「教育大綱かけがわ」となっており、「教育大綱かめやま」や「かめやま教育大綱」など他の名称も考えられないこともないと思いますので、変わる可能性もありますが、「亀山市教育大綱」という名称、そのものずばりでよいのではないかとということであれば、仮称はいらないと思います。

市長 掛川市の教育大綱があり、それを分かりやすく示すために、PR用のA3の見開きのものを作成しているのでしょうか。よりインパクトのあるPR用に作成したものなのでしょうか。

教育長 このA3見開きの冊子が掛川市の教育大綱のすべてであると思います。

事務局 今、調べましたところ、「教育大綱かけがわ」が正式名称です。教育長がおっしゃられたように、「教育大綱かめやま」というような選択肢があれば、仮称を残しておくべきであろうと思いますが、「亀山市教育大綱」とするのであれば仮称はいらないと思います。

委員 まだ検討の余地があるのならば、今日の段階では仮称をつけておいても問題ないと思います。しかし、それであれば、名称を検討してもらわないといけないと思います。

事務局 委員からありましたように、流動的であれば、その後、この場で名称を検討すべきであろうというご意見をいただきましたが、これに対するご意見がありましたらお願いします。

委員 掛川市のようなA3見開きの冊子を作る予定はありますか。関係者に配るといっても、各学校に1冊配布することやホームページにて公表する程度であれば、「亀山市教育大綱」という名称でよいと思います。掛川市のような冊子を作成するのであれば、デザイン等も必要になってくるので、名称にひらがなを入れるとインパクトがあると思います。冊子を作成しないのであれば、名称はこのままでもよいと思います。

事務局 先ほどもありましたが、PRの方法については、後日検討していく必要があるかと思いますが、事務局といたしましては、A3サイズの概要版のような冊子は分かりやすいと思います。コンパクトにお示しをするのは効果的なPRになると思います。作成していく方向でご議論いただければよいと思います。一旦、仮称をつけておきたいと思います。

教育大綱につきましては、総合計画のように議会を経て策定する必要がありません。教育ビジョンについては、2月頃まで作成に期間がかかるのではないかとのことですので、2月策定予定とさせていただきます。最終期限は3月だとは思いますが、事項書にもございますとおり、スケジュール通り進みますと、2月頃にはパブリックコメントを済まして策定することができると考えています。この大綱が先行して策定されても問題はないと考えておりますので、想定される策定予定として2月とお示しさせていただきます。3ページにあります全体の期間を示した図では、教育大綱のスタートは総合計画等より少し早いということで、平成28年度の終わりから矢印が始まって、終期は総合計画に合わせてあります。

教育長

委員が言われたように、私自身も賛同する部分ではありますが、この完成時期は、私も教育長に就任させていただいて、何を差し置いても教育大綱の策定をまず行うことであると思っております。学校教育ビジョンより遅れることなど以外の外、やはり、このイメージ図にもありますように、教育大綱を大本にして、学校教育ビジョンや生涯学習計画を策定していくんだという姿勢であろうかと思えます。実際に、そうしていくためにも少しでも早く策定願いたいと思っております。そして、当面の間は、総合教育会議も開催の機会を多く持って、策定のために行ってきたという認識がありました。できれば、早くに作り上げたいという思いがあります。

委員

今の教育長の発言については、理解できないことはないのですが、終期については3年や5年というようになりますか。3ページには平成33年度までとするとあります。年度は書いてありますが、何年間という表記はありません。平成29年2月策定となりますと、5年と1カ月の期間の大綱ということになるのでしょうか。早急にやっていくということであれば、分からないことはないのですが、1カ月という中途半端な期間が生じさせる必要はないのではないかと思います。

事務局

3ページの図のところではありますが、仮称教育大綱の矢印が少し左に出ており、先行して始まっていると思えます。

委員

総合計画よりも先行するということですか。先行させなければいけないのでしょうか。

事務局

3ページの上から2行目に、策定の日から平成33年度までと謳ってありますので、5年間と1カ月ということになります。教育長が言われるように、なるべく早い時期での策定を目指すという意味合いでこのようになっております。他の委員さんで他にご意見はありますでしょうか。

委員

こだわるようですが、この期間設定でいくと、第1次総合計画のもとで作られた大綱になってしまいます。2ページの図においても総合計画から矢印が出ているので、総合計画のもとに教育大綱があるということになります。期間がずれるのはいかがなものかと思えます。

市長

節目なので、委員のおっしゃられるように期間を一緒にすることの方がベターだと感じます。

事務局

平成29年3月策定ということになるということでしょうか。

市長

教育長が言われる意味も含めて行政計画全体が複雑に策定されているのも確かであると思えますが。

教育長

第2次亀山市総合計画との整合は図っているので、第2次総合計

画の開始の時期に合わせる必要はないと思います。もっと早く策定されていてもよいものだと思います。国の第2期教育振興計画は、当然ながら参酌をしますし、県の教育ビジョンや教育大綱も参酌すると思うのですが、教育大綱を別途に策定する意味合いからして、やはり、新教育委員会制度がスタートして間もなく教育大綱ができた方が自然であると思いますので、たとえ1月にでも庁議が開かれるのであれば、1月にでも策定したいという思いがあります。

事務局

議会へ示すタイミングもあるか思います。

これが昨年の議論であれば、当然、第1次総合計画を踏まえて、大綱を作っていくことでよいかと思いますが、今回2ページでお示しをしておりますとおり、第2次総合計画を作っている中で、第2次総合計画を踏まえた、整合した上で、教育大綱が作られておるといのは事実でございますので、今回ここに第2次総合計画との整合というのをこの図で記載させていただいております。2月策定のタイミングとなった場合でも第1次総合計画を踏まえた大綱を作り上げたということにはならないのではないかと思います。当然、第2次総合計画につきましては、1月にはパブリックコメントをかけていくということで、諮問をして大詰めの段階になってきております。現段階でも十分に教育大綱に整合できるまで第2次総合計画の熟度はあがっているという認識でよいかと思います。たとえば、2月策定、3月策定どちらになろうと、第2次総合計画との整合は十分図られているという認識をさせていただいてよいと思います。

委員

それぞれの理屈だと思いますが、これを読んで、3月でなくて2月というのは納得しづらいと思います。この期に及んで1カ月の早い遅いはあまり関係ないのではないのでしょうか。もっと早く大綱を作ることもできたと思います。第2次総合計画の策定と一緒の時期にしておいて、どんな不都合があるのでしょうか。

委員

第2次総合計画は平成29年4月からスタートだと思いますので、大綱は今年度中には策定してほしいと思います。

事務局

策定の日から平成33年度までということになっております。5年間、6年間という言い方をしていないのは、委員が言われた思いでそういう書き方をしています。

委員

私としては今年度中には策定してほしいと思います。

委員

平成27年度中に策定することもできたわけですから、この期に及んで1カ月にこだわるべきではないと思います。

事務局

このことについては、大事な部分でありますので、事務局のほうで検討させていただきます。少しお時間をいただければと思いま

す。

それでは続きまして、目次の部分で3点、ご意見をいただいたと思います。まず、目次の2番目で「大綱の概要」という文言と3番目に亀山市の目指す教育というところを、例えば「内容」と統一しても差し支えがないのではないかというご意見でした。また、4番目の「大綱の推進について」というのは、大綱そのもののことですので、「推進について」という文言に変更してもよいのではないかというご意見だと思いましたが、各委員さんの中でご意見があればお願いしたいと思います。

委員のおっしゃられる意味はよく理解できます。概要というのは全体を含めた話であって、そもそもこの冊子自体がすべてこの大綱の本冊なので、内容を示すときに、概要の部分で位置付けと期間のみを記して、本論のところをまた別括りにせずに、内容という括りの中で、次の位置付けや理念等を横並びで記載するのがよいのではないかということかと思えます。行政の計画などでは、このような整理の仕方を見出しの付け方等はこのような括りとするところがあります。概要において、位置付けと期間、そして本論の部分で目指す教育として、理念と方針を記載しています。ただ、委員にご提案いただきました「内容」という言葉自体がよいのかどうかということはあるかと思うのですが、計画を作る上で、このようなやり方があるということで、一旦は、このようにさせていただきました。

事務局

4番ですが、「推進について」だけですと分かりづらいのかなという印象を受けます。

委員

それでよいと思います。

また、3番の「亀山市の目指す教育」という言葉は、浮いてみえるかもしれません。

計画の構成はよく知らないのですが、「はじめに」があれば、「おわりに」となるかと思いますが、いかがですか。

事務局

そのあたりは、それぞれ色々あります。定形のものはありません。

教育長

2の概要については、これを本冊とするのであれば、これが概要になると思います。位置付けと期間が別になっていますが、2に「大綱の位置付け」として、位置付けと期間をあえて、1、2としないで、「1. はじめに」、「2. 大綱の位置付け」とし、「3. 目指す姿」としてはどうでしょうか。

事務局

概要という言葉の捉え方かと思えます。概要というと全体の内容を示しているという捉え方と、今、教育長が言われましたが、ある程度の全体の計画の中の代表的な、計画を分かりやすく表すための概要というものを使っている場合もありますので、今回、全体の内

容的なものとして、2と3をまとめてはどうかというご意見だと思います。特に、この「目指す教育」という記載が浮いて見えるということですが、いかがでしょうか。

委員

ずれるかもしれませんが、私は今、教育長が言われた「目指す姿」という項目がいいのではないかと思いました。と言いますのは、目指す教育の「教育」であれば、教育・文化・生涯学習のことだろうと思いますが、「はじめに」を読むと下から4行目に「教育及び文化の振興を図るため」ということが書いてあり、ここでは教育を狭義に捉えているわけです。そういう意味では、「目指す教育と文化」とするのはおかしいと思います。教育という言葉をあえて、意識的に外しておいて、「目指す姿」というようにぼかしておくほうがよいと思いました。

事務局

委員からは、「目指す教育」を「目指す姿」としてはどうかということでありましたが、これについてはどうでしょうか。

委員

私も同じ考えで、「目指す教育」よりも「目指す姿」のほうがよいと思います。それ以外によい案が思いつきませんが、そのようなニュアンスのほうがよいと思います。

事務局

それでは、いろいろご意見いただきましたので、大綱の概要と目指す教育の部分につきましては、少し事務局で整理をさせていただきます。

市長

今、教育長が言われた位置付けと期間を一緒にするという意見についてですが、期間も含めて位置付けの括りとできるのかという部分についてはいかがですか。

事務局

あくまで参考ではありますが、県の教育政策大綱では、計画の位置付けと期間を分けており、その上には「大綱策定の趣旨」という括りで整理をしております。

この部分については整理が必要ですので、事務局のほうで整理をさせていただきます。

続きまして、「はじめに」の部分についてです。これは字句の修正に関する部分であると思います。まず、1つは4行目の「一方、教育委員会においては、教育行政を進められてきました。」と、文言が繋がらないということで、「教育行政が進められてきました。」というようにしてはどうかという意見です。また、「市長との連携」を「市長部局との連携」と修正すること、また、「本市は」という言葉は省いてもよいのではないかとということ、「本市においても」は、「本市においては」でよいのではないかとということ、「スタートを切る」を「スタートをし」というような形にならないかということ

とで整理してはどうかということでございました。これらについては、基本的には字句、語句の修正ですので、ご意見がなければ修正をしたいと思いますが、特にご意見がございましたらお願いしたいと思います。

「はじめに」のところは、市長が策定する大綱ですので、市長が語る部分になります。「市との連携を図りながら」という部分を「市長部局」するのであるなら、「教育委員会部局」とする必要があり、行政組織の表現に近くなるかなと思いましたが、「はじめに」の部分においては、「市と教育委員会」というような表現にした方がよいと思い、このようにいたしました。

それから、「進められてきました」という表現については整理をさせていただきます。

「本市の文化行政」の部分については、市の計画等で記載する場合には、このような書き方をさせていただいておりますので、特段問題がなければ、ご了解をいただければと思います。

最後の「本市においても」と「本市においては」という表現については即答いたしかねるところであります。ご指摘のとおり、「本市においても」はスタートを切ることをイメージしたもの、「本市においては」は平成28年度が他の自治体と比べてタイミングが一緒ではないので、「本市においては」としたということで理解しておりますが、どちらでも間違いではないと思いますので、整理のほうは事務局に預けていただければと思います。

委員

ただ、「市と教育委員会の連携」という言い方をしますか。「亀山市と亀山市教育委員会の連携」という言い方をしますか。

事務局

厳密には、後段に書かせていただいておりますとおり、執行機関としての部分がありますので、前段で表現したときに、「市との連携」というのは、私どもはこれが一般的なのかなと考え、このようにさせていただきました。

この部分は字句の訂正の部分もありますので、一任いただくということでしょうか。

それから、2ページのところで、前回は指摘のあった部分ですが、大綱の概要のイメージ図が順番を変えている理由や参酌という字が小さく、教育大綱の位置を一考してもらいたいとのことでしたが、何か意見がありましたらお願いします。

委員

この部分については、教育委員会でも議論をしておりました。教育大綱であり、総合計画ではないので、教育大綱が図の真ん中にないとおかしいのではないかという話がありました。教育大綱を作ることが主眼ですから、紙面のスペースの問題もあるでしょうが、図の真ん中にきて、第2次総合計画より大きく示すべきだろうと思

ます。

最初の説明でもありましたが、第2次総合計画の基本施策の順番に沿って、分野別を記載したことはよいと思いますが、教育大綱はというと、学校教育ビジョンから順番に書いてあります。この冊子は教育大綱なので、教育大綱を中心に考え、記載するのがよいのではないかという意見も出ておりましたが、例えば、教育大綱を中心に円を描くように各計画を並べて記載し、並列とさせる方法もあると思います。

一番違和感を持ったのは、国の計画から縦に線が出ており、県が間にあって、太い線で示してあるのは、たとえ参酌するものであっても時代に合っていないと思います。地方分権を進めているのですから、このような書き方はどうかと思います。紙面の都合かもしれませんが、参酌すべきものがもっと左横から出てくるような図の方がよいのではないのでしょうか。

事務局

まず、教育大綱でありますので、色を変えてあっても、真ん中にあるべきだろうということと、参酌と書いてあっても、上から国、県としているのは降りてくる配置にするのはどうだろうかというご意見でした。

市長

まさにそのとおりのご意見だと思いますし、地方分権であれば、背景として国・県のものであってもよいと思いますが、ご指摘のように上下の関係を強調しているに受け取ってしまうと感じます。差し支えなければ、変更をお願いします。

事務局

他の委員の皆さんでご意見がなければ、事務局のほうで修正させていただきますと思います。

ただいま、事務局よりこの図をすべて省くこともできるのではないかという意見もありましたが、どうでしょうか。

委員

前回の会議においても議論してきた部分です。図を省いてしまってもよいのでしょうか。

事務局

位置付けの部分を取るのではなく、本文は現在のままにしておいて、図を省くということもできるかと思います。

委員

そもそも教育大綱を誰のために作るのかということ考えたときに、市民に速やかに公表していかなければならないのであれば、記載してある内容が、読んだ人が分かるようにしておかなければならないと思います。イメージが先行しすぎてもいけないと思いますが、こういったイメージ図というのは大事だと思います。今は、たまたまA4の用紙で考えているので、なかなか収めにくいですが、横書きにする方法もあるかと思います。掛川市のようなパンフレットのような冊子を作成するのであれば、A3見開きのページの両ペ

ージに渡るような図にすれば、大きく記載することもできると思います。最後の大綱の推進に関する部分のところにあった図がなくなっており、分かりづらいなと思いますが、この部分にはイメージ図があった方がよいと思います。

市長

掛川市の冊子には一番後ろにイメージ図があり、分かりやすいと思います。国や県の計画が書いてあるわけでありますが、同じようにしてはどうでしょうか。上下関係等はあるかもしれませんが、なくしてしまうと分かりづらくなってしまいます。

事務局

イメージ図については、残す形で整理をさせていただきます。
3ページの部分についてですが、策定の日から平成33年度までということで議論がありましたが、一旦これにつきましては、2月、3月の問題はあるにしましても、策定の日から33年度までという整理をさせていただきたいと思います。

委員

2ページの図のところでは前期基本計画の記載があり、その中に基本施策がありますが、この基本施策はいるのでしょうか。内容を反映していないと思いますが、いかがでしょうか。総合計画があつて、前期の基本計画があるということだけで十分ではないでしょうか。記載するのであれば、学校教育ビジョンやその他の計画の下に記載したらよいのではないのでしょうか。

事務局

前期基本計画の中の基本施策については、3つの施策がありますが、これを図から省いてはどうかという意見がありました。特段問題はないかと思しますので、削除をさせていただきます。

次に、4ページですが、6行目の「そして今も、」の点を「そして、今も」というように変更した方がよいというご指摘でしたが、いかがでしょうか。一任いただいてよろしいでしょうか。

委員

同じページで、個人的に気になるのは「咲き誇り」という言葉です。こだわりのある言葉であるとのことですので、削除・変更はできないと思いますが、こそばゆい感じがします。

委員

先ほどの意見に関連してですが、4ページの理念のところでは、一番下の6行目に「元気に学び続け」という表現がありましたが、「元気に」という言葉は元気でない方おりますので、老いも若きも、病気の方もそうでない方もなど、違う言葉に変更してはどうでしょうかと意見を言わせていただきましたが、これまで2回にわたっての会議での議論を積み上げてきたものでありますので、敢えて変更するものではないと思いますが、私の印象としては、さっぱりした大綱だなと思います。自分の中では了としているのですが、それらを含めて、この基本理念の中に含まれているのが望ましい基本理念だと思います。この基本理念を読んでいますと、前半の3段落か

ら下から6行目までは、「このような本市の教育の文化振興の状況を踏まえ」と書いてありますので、ここまでが現状を記載している部分であるということになります。それを踏まえて、理念が「子どもから大人まで」の6行がいわば、理念の説明の部分にあたるということになると思います。さっぱりした理念であると感じます。もう少し、格調があればよいというのが私の希望です。代案と言われても示せず、感想だけとなりますが、「元気に」というところが、「若いも若きも」、「いきいき」、「身体の不自由の方もそうでない方も」などにはならないでしょうか。基本方針の中で申し上げましたが、昨今、安心や安全の問題があります。防犯や交通事故、いじめや虐待などたくさんあります。きっと、亀山市内にもある問題だと思いますが、貧困などそのようなことを含めてここで何か記載できればよいと思います。この大綱は、市長が策定するものです。これからパブリックコメントをするものなので、市民から意見があり、修正することもあるかもしれませんが、公表していくものですので、市民の目線に立った大綱であってほしいというのが願望です。安全な、安心な教育を受けられるということを目指しますという姿勢を示すことができないのかなと思います。「ふるさと亀山を愛し」とありますが、子どもの頃にいじめを受けたとか、貧困を受けて、嫌な思いを受けて、トラウマになってしまったら、大人になっても、たぶん「ふるさと亀山」を愛せないと思います。そういった意味では、「安心して」や「安全」という言葉をもう少し記載してもよいのではないかと思います。結果の平等は求められませんが、やはり機会の平等は担保していくことが必要であるというのが私の考えです。代案はありませんが、表現の工夫の余地があれば、基本理念を膨らませてもらえないかという意見です。

委員

4ページに「上記の基本理念を掲げます」と書いてあります。上記と書いてありますが、どこが上記にあたるのかが分からなかったのですが、どこにあるのでしょうか。基本理念は3つ、4つ記載するものだと思いますが。

事務局

破線の中に書いてある部分です。

委員

これはスローガンではないのでしょうか。下に文書が記載してありますので、文書の中にも基本理念の中身が表れているのかと思っていました。この破線の中にエッセンスが詰め込まれているということによろしいでしょうか。私は少し違和感を覚えます。

事務局

前回もこのようなご意見をいただきましたが、委員が言われた、いじめや貧困等の大きな話だと思いますが、この基本理念の中に安心や安全などの文言が抜けているというご意見をいただきました。津市で痛ましい事件があったということもございましたが、そもそも、この教育大綱や新教育委員会制度が発足した1つの背景として

大津市での事件もあった中で、そういう視点での書き込みが基本理念の中で示していかなくてもよいのかというご懸念だと拝察しますが、そのあたりについて、ご意見を伺えればと思います。

委員

昨日の教育委員会でも少し申し上げたのですが、亀山市には人権条例が定められているわけです。この教育大綱には人権条例に定められている精神等を反映されてないのだろうと思います。

事務局

そういった人権条例の趣旨等を踏まえた上で、安全や安心に関することが、この理念の中には入っていないのではないだろうかというご意見ですね。いじめや貧困の対策につながるような部分であると理解をしますが、教育長はどうでしょうか。

教育長

いじめや貧困については、具体的な事項になるかと思いますが。もちろん命や安心・安全は保証されるものでありますが、教育ビジョン等で触れさせていただきますので、教育大綱は前向きな夢のある、前へ進んでいくものであってよいのではないかと思います。

委員

他の市や町の教育大綱を調べてもらいましたら、いじめ等について、基本方針の中に記載しているところは非常に少ないということです。それでもよいと思います。亀山市の場合にも学校教育ビジョンがありますので、その中で書いていけばよいと思いますが、私が懸念するのは、市長が市民に向かって公表する教育大綱でありますので、市長の思いを語ってもらうところはこの部分でしかないと思います。安全や安心に関することが基本理念に市長の思いとして入っているということが、これを受け取る市民の皆さんがどう考えるかということを考えないといけないと思います。各施策は教育委員会が知恵を絞ってやっていくことになるのだと思いますが、この基本理念の部分でメッセージを出してほしいと思います。亀山市はこういうことをやってきますよということを、いじめだけでなく、防災、防犯、交通事故等たくさんの事項があると思いますが、メッセージを出してほしいと思います。市民は学力向上を望みますが、その前段階に安心・安全を求めると思いますので、もし書ける余地があるのであれば記載してほしいと思います。

市長

確かに、全体さっぱりというご意見をいただきましたが、大人も含めて、行政の関係者だけではなく、保護者だけではなく、大人も、家族や地域も含めて、大人の責務として、将来世代を育てていく、子どもたちに豊かな人生を歩んでいってほしいという骨太のスケール感を大人の市民一人ひとりがすとんと納得できるようなメッセージになっているかという表現が弱いのかなと確かに今感じました。個々のいじめや人権については、各施策、各事業の部分で書きこんでいくのだろうと思いますが、そもそも市民一人ひとりの責務を心揺るがすようなメッセージをここに入れる必要があるの

かなと感じます。

委員

きっちりと整理して発言いただいたので、蛇足にしかならないと思いますが、可能性が開花し、咲き誇ることはよいのですが、それ以前に命を奪われる、命を削られるそういう事態を発生させない、押さえこんでいくということが、ベースにないと住みよいまちにもならないし、楽しい学校生活にもならないと思います。

事務局

市長から、市民一人ひとりの責務でありますとか、地域社会へのメッセージ、委員からは人権条例にある精神についてご意見をいただきました。人の命の大事さや重要性の部分の記載が少ないのではないかというご意見をいただきました。一方で、具体的施策については、学校教育ビジョンで書きこんでいくとの教育長からのご意見もありました。市長からご意見ございましたような地域社会へのメッセージを、この亀山市の目指す姿の文言の中に記載していくということによろしいでしょうか。

教育長

基本方針は6つあります。「確かな学力」が一番の重要事項に受け取られるかもわかりませんが、当然、仲間とともに健やかな身体、心を育む、自己肯定感の醸成、仲間とともに自分の個性を生かし可能性を広げる、意欲を高める、地域の中で豊かに学び、子どもの育ちを学びの軸として学校・家庭・地域が一体となってなど、このあたりの表現がすべて、具体化され、基本理念に基づく基本方針として、この6つの方針があります。したがって、基本理念は大きく掲げておいた方がよいとどうしても考えてしまいます。

基本理念を再確認したいのですが、基本理念は、「学びあふれる教育のまち かめやま～豊かな自然と歴史文化の中で、「ふるさと亀山」を受け継ぎ未来を拓く学び～」ということによろしいでしょうか。

事務局

教育長から「学びあふれる教育のまち かめやま～豊かな自然と歴史文化の中で、「ふるさと亀山」を受け継ぎ未来を拓く学び～」を教育大綱の基本理念とすることでよいかということで確認がありましたが、委員の皆さんからご意見があればお願いします。

委員

このような表現しかないと思うのですが、私は「ふるさと亀山」というのがよく分かりません。「ふるさと亀山」を受け継ぐってどんなことかと聞かれたときに、誰がどのように答えるのでしょうか。豊かな自然、歴史文化はわかりやすいと思いますが、「ふるさと亀山」を受け継ぐというのは、どのような「ふるさと亀山」を受け継ぐのでしょうか。像がイメージできないのですが、基本理念なのでこのような表現なのかもしれません。

事務局

「ふるさと亀山」というのは、歴史や自然や亀山市全体のあり様

だと思えます。そういうものを受け継いで、未来へ繋いでいくということだと思えますが、基本理念についてはご理解いただいているということでもよろしいでしょうか。

その上で、教育長、いかがでしょうか。

教育長

「学びあふれる教育のまち かめやま～豊かな自然と歴史文化の中で、「ふるさと亀山」を受け継ぎ未来を拓く学び～」という基本理念を下の6行で解説しています。2～3ページにわたって説明文とすることもできますが、あえて、市民に分かりやすく、簡潔にしてまとめてあります。委員がおっしゃられるように、絶対に「元氣」という言葉でなくてはいけないかという点においては、再考はあり得るかと思えますが。

委員

「はじめに」のところで、市長の思いを語ってもらうこともできるかと思えますが、4ページの基本理念のところ、市長の思いを書く唯一のところであると思えます。それ以降の施策の基本方針になれば箇条書きで、修飾語なしの言葉となり、施策を羅列するだけになりますので、やはり、基本理念の部分で記載するしか方法はないと思えます。基本理念のところ、記載することで、今の世の中の動きの中で市民が、教育に何を求めているかをやはりアンテナ高く張らないといけないと思えます。私は、この文章の量だけで表現するのであれば、「元氣に」という言葉は、非常に重要な言葉であると思えます。老いも若きも、病気の人も病気でない人も、貧困の方もそうでない方も、みんなが元氣に、単に元氣ではないことを意味しているので非常に重要な言葉だと思えます。ここを「元氣に」を単なる3文字にするのではなく、もう少し膨らませて市長の思いを基本理念で語るということは、必要であるのではないのでしょうか。それまでの部分で、文化の状況等を詳細に記載していることと比較すると、最後のまとめのところ、6行ではさっぱりしすぎかなと感じます。紙面の都合であれば、しょうがないとは思いますが、「元氣に」という言葉をとることは反対です。冒頭の議論でもありましたが、用語の解説に「元氣に」こういう意味であると書いてほしいと思うほど、「元氣に」という言葉は大事な言葉であると思えます。

事務局

この基本理念の中の書き込みにつきましては、色々ご意見がありました。この基本理念の部分については包括的な書き方でよいという意見もあれば、少し地域社会へのメッセージでありますとか、安心・安全の部分も踏まえて、基本理念に書き込んでいくべきだろうという意見もありました。「元氣に」という言葉は、安全・安心を踏まえたようなところもありますので、この6行の部分については、いただいたご意見を踏まえた上で、教育長とも話をさせていただいて、修正をさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、最後のところについてです。「大綱の推進」のところ

で、内容はともかくとして、後段の部分が分かりづらいとの指摘がありました。確かに、読んでみますとそのようなところもありますもので、これについては文書の整理をさせていただきたいと思いますが、どのような形で整理するとよいでしょうか。

委員

単語で考えたときに、「等」という言葉がでてきますが、どんなことをイメージした「等」なのかをイメージして記載する必要があると思います。「実施等に関しては」、「内容等を尊重した」とありますが、つけておけば無難だろうということかもしれませんが、どのようなことを考え、「等」を付けているかを考える必要があると思います。

あと、「協議・調整」という言葉と「調整」という言葉あります。この言葉が文章中に散りばめられており、消化しきれていないような気がします。

「実施状況を報告し」とありますが、主語がありません。いわゆるがなということでも省いてあるかもしれませんが、お伝えしておきます。

少し離れるかもしれませんが、「進行管理」という言葉ありますが、「進捗管理」という言葉もあるかと思いますが、この使い分けはどのようになっているのでしょうか。確か市の文書には、それぞれ出てきていたのではないのでしょうか。

事務局

それぞれ使用していると思います。

教育長

特に最後の3行ですが、もう少し上からいきますと、「本大綱に基づく具体的な施策の実施等に関しては、第2次総合計画及び寒冷する分野別計画の推進において、PDCAサイクルによって行うことといたします。本大綱に基づくものはPDCAサイクルによって行うとなっており、当然、各計画でPDCAサイクルをしていきます。」ということです。大綱は計画ではないので、大綱そのものは、大きいもの、つまり、理念的なものであって、その大綱の進捗状況を把握するというのはあり得ないのではないかと思います。また、「その推進状況を総合教育会議へ報告し、その後の推進方向等に関する協議・調整を図った後、調整内容等を尊重し、」となっていますが、結局、各施策の取組みは各計画になりますので、この最後の3行については、意味が通らないものに見えます。教育大綱は進捗管理していく性格のものではないと思います。

委員

昨日の教育委員会でもいただいた法律の資料を見てみると、「長は大綱を定め、またはこれを変更しようというときには、総合教育会議において協議する」となっており、進捗管理ということは位置付けられていません。変更をするときには必要であります。進捗管理に関しては必要がないようです。

事務局

ここに記載してありますのは、具体的な施策の実施に関する記載だと思いますので、大綱の推進の中で、各施策の推進にあたっては、PDCAサイクルを実施していくということを記載しています。

委員

上の3行で、「本大綱の推進にあたっては、推進します。その具体的なものについてはPDCAで回します。」となっています。その後の3行の推進状況についての記載は、なくてもよいのではないかとということです。

事務局

確かに、そぐわない部分もあろうかと思えます。

委員が言われるように、大綱を変えようとするときは、総合教育会議を開催しなくてはならないとなっています。各分野別計画の報告等をする必要は義務としてはないと思えます。しかし、大綱を掲げて、その考え方を踏まえた教育ビジョンや生涯学習計画等の各施策や、大綱の肝になるようなところは、協議を行ったほうがよいのではないかと考えています。期限を平成33年度までとして、大綱を進めていこうとしている中においては、各分野別計画すべてを報告してもらう必要はないと思えますが、問題点などのご意見をいただくなど、何かを決定する場ではございませんが、大きな方針、大綱を進めていく中での具体的な取り組みをこのような場で意見交換をしていくことで、次の分野別計画の推進につなげるという意味合いで整理をさせていただいております。記載しないで、運用としてやっていくということもできるかと思えます。ただ、現在のところ、そのような予定をしておりますので記載させていただきました。

委員

そのようなことが、上の3行では読めないでしょうか。

事務局

大きくは読むことができます。

全体的な部分ですので、調整が必要ですので、事務局のほうで調整をさせていただきたいと思えます。

今で8ページまで整理をさせていただきましたが、今回で2回の会議を開催させていただきましたので、大きな変更がなければ今回で一任をさせていただこうかと思っておりますが、肝の部分と言いますか、根幹の部分での議論が必要と判断いたしますので、いただいた意見を整理させていただきたいと思えます。整理させていただいたものを市長、教育長、各委員さんに確認させていただきたいと思えます。総合教育会議を再度開催するか、個別に各教育委員さんにご意見を頂戴するかは日程の都合もありますので、こちらにらせていただければと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日、いただきました内容を精査させていただきます。

て、各委員の皆さまにご報告をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

3. その他

事務局

本日、お手元にお配りをしております、今年度の1回目と2回目の議事録について、公表に向けた確認をお願いしたいと思います。お忙しいところ恐縮ではございますが、もし修正や削除が必要でありましたら、事務局の方へご連絡をいただければと思います。

それでは、市長からの閉会のあいさつをもちまして、本日の会議を終了させていただきたいと存じます。

市長

大変お疲れ様でございました。様々な角度からのご意見もいただいたところですが、国語力や細かな部分においても、再度今日の意見を踏まえて調整をさせていただきます。お世話をおかけますが、よりよい教育大綱として作り上げてまいりたいと考えますので、教育委員会の皆さまには、引き続いてのご理解・ご協力をお願いしたいと思います。今日は本当によりよい機会となりました。ありがとうございました。